明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省、農林水産省、令第三号

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）の施行に伴い、及び対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第三項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣臨時代理　国務大臣　岡田　直樹
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に、「第17条の４」を「第17条の４第１項」に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式による届出書については、当分の間、この命令による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式による届出書を取り繕い使用することができる。

○内閣府令・財務省令第三号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、為替取引分析業者に関する命令を次のように定める。

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

為替取引分析業者に関する命令

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　業務（第八条―第十八条）
第三章　監督（第十九条―第二十四条）
第四章　雑則（第二十五条―第二十七条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この命令において「資金移動業者」、「電子決済手段等取引業者」、「特定信託会社」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業者、電子決済手段等取引業者、特定信託会社又は銀行等をいう。

2　この命令（第八条を除く。）において「為替取引分析業」とは、法第二条第十八項に規定する為替取引分析業（同項第一号に掲げる行為を業として行うものに限る。）をいう。

3　この命令（第五条第七号、第十一条、第十二条第七号、第二十条、第二十二条及び第二十五条第四号を除く。）において「為替取引分析業者」とは、法第二条第十九項に規定する為替取引分析業者（同条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者に限る。）をいう。

4　この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　金融機関等　法第二条第十八項に規定する金融機関等をいう。

二　為替取引　法第二条第十八項に規定する為替取引をいう。

三　為替取引分析業務　法第六十三条の二十三ただし書に規定する為替取引分析業務をいう。

四　為替取引分析関連業務　法第六十三条の二十七第一項に規定する為替取引分析関連業務をいう。

（為替取引分析業者の許可を要しない場合）

第二条　法第六十三条の二十三ただし書に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その業務に係る金融機関等（その行う為替取引に関し、為替取引分析業務を委託する者に限り、当該為替取引分析業を行う者が次号イからヘまでに掲げる者である場合にあっては当該イからヘまでに定める金融機関等を除く。）の数が、当該業務の開始の日において二十以下であり、かつ、同日後においても二十を超えることとならない場合

二　次のイからヘまでに掲げる者が当該イからヘまでに定める金融機関等の委託を受けて為替取引分析業を行う場合

イ　銀行等　金融機関等

ロ　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）に相当する外国の法令の規定により当該外国において同法第四条第一項の免許と同種類の免許（当該免許に類するその他の行政処分を含む。）を受けて同法第二条第二項に規定する銀行業を営む者　金融機関等

ハ　銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社　当該銀行持株会社の属する同法第十二条の二第三項第一号に規定する銀行持株会社グループに属する金融機関等